

第5回 中札内村景観まちづくり委員会 会議録

日 時 令和7年3月28日(金) 18:30~20:30
場 所 農村環境改善センター2階 大集会室
出席委員 金澤和彦、片山祐二、歌野裕美、柴田裕貴也
欠席委員 下埜智加、渡部弘正、林理央
事務局 総務課課長 中道真也、総務課長補佐 下浦強、
総務課主査 金沢愛、総務課 吉田彩乃
景観アドバイザー キタバ・ランドスケープ代表 斉藤浩二
オブザーバー パシフィックコンサルタンツ(PCKK) 宮崎栄一郎、遠藤太一
合同会社カランメール 代表 齋藤実子

議 事

1 開 会 18:30

— 中道課長より開会のあいさつ —

2 会長挨拶

— 会 長よりあいさつ —

(会 長) 年度末のお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。景観計画案の完成度も高まってまいりました。今後パブリックコメントを実施し、来年には完成予定です。本題の前に、皆さんからご意見をいただきたい案件があります。6月21日に「美しい村マルシェ」というイベントが開催される予定で、そこに美しい村の取組をPRするブースを設けられないかという相談を受けました。美しい村の活動が全ての村民に浸透しているわけではありませんので、できれば参加したいと考えています。

— 齋藤代表より美しい村マルシェのイベント開催要項を説明 —

(齋藤代表) 景観まちづくり委員の皆さんのご協力をお願いします。

(会 長) まちなかキッチンスタジオは市街地景観の重要なランドマークですし、賑わい景観の一つです。イベントの詳細はこれから検討することですが、協力が可能か、協力する場合どのようなアイディアがあるのかといった意見や何か質問があれば伺いたいと思います。齋藤さんが期待されていることなどありますでしょうか。

(齋藤代表) 広報誌の文章(美しい村通信)がとても良いので、それを展示することはいかがでしょうか。プロジェクターで壁に日高山脈の風景を映すなどを考えており、村の美しい風景や皆さんの活動実績を村民の方々に知っていただけるようなことについて、アイディアや協力をいただけたらと思います。

(会 長) 景観まちづくり委員会は村の組織なので、実施できることも限られるかもしれませ

ん。有志という形式で参加・協力することになると思いますが、各委員から意見を伺いたいと思います。

(委員) 私の得意分野であれば協力します。プロジェクターでそのまま投影できるかはわかりませんが、以前、教育委員会の交流事業で100枚くらいのスライドショーを作成したので、こちらであればすぐに提供できます。

(委員) 同じく写真の提供になりますが、委員は自然などの写真が多いのに対し、私は子供たちが笑っているような人物風景の写真を提供できると思います。

(委員) 参加したいですが、農協青年部の活動と重複してしまうかもしれません。

(会長) 欠席の委員もいらっしゃいますが、基本的に協力するという方向でお願いします。私のアイデアを申し上げますと、「日本で最も美しい村」連合のプロモーションビデオの投影や連合の加盟町村の物産販売、ボランティアごみ袋を配って会場や帰り道で落ちているゴミを参加者に拾ってもらふことなどが考えられます。今後の細かい企画内容の調整は後日とさせていただきます。

— 齋藤代表 退出 —

3 報告事項

— 金沢主査より資料1に基づいてこれまでの住民説明について報告 —
質問等なし

4 協議事項

(会長) 景観計画案について、パシフィックコンサルタンツさんよりご説明をお願いします。
— 宮崎氏 資料2、資料2-2、資料2-3に基づいて説明 —

■計画の概要版について

(金沢主査) 今後住民に周知する際に、主にこちらの概要版を用いて説明することになります。住民が特に気にするような届出対象行為・届出の手順や、景観計画を策定した背景や思いが伝わるかどうかを確認していただければと思います。

(会長) 届出対象行為より景観形成基準を先にした方が良いかもしれません。「このような景観形成基準があるから、このような届出対象行為を定めている」という説明のほうが良いと思いますが、齋藤先生はいかがでしょう。

(齋藤先生) 一般的には、届出対象行為の後に景観形成基準を示すことが多いです。景観形成基準は届出対象行為に関わらず守っていただきたいものでもあるので、景観形成基準を先に示しても問題ないかと思います。

(会 長) 先に届出対象行為を示すと、住民が抵抗を感じやすいのではないかと思います。

(斉藤先生) 「届出対象行為」ではなく、「届出が必要な～」といった表現など、もう少し柔らかい表現ができると良いと思います。

(会 長) 「届出対象行為」という言葉遣いを変えれば、住民も飛ばさずに読んでくれるかと思えますので、もう少しソフトな表現を検討してほしいです。

(PCKK 宮崎) 検討します。

(斉藤先生) 概要版の P5 で「届出の基準と守るべき基準」といった言葉が使われていますが、こちらも別の表現に改めた方が良いと思います。例えば、「届け出が必要なことと守ること」、「景観まちづくりのルール」、「目指す景観のためにやること」といった表現にしたり、「行為」ではなく「行動」といった言葉を使ったりするなど、概要版の前半部分の表現に合わせたタイトルをつけるべきです。

(委 員) 同じページですが、景観形成基準の表内のフォントが、届出対象行為よりも小さいため、見づらく、詰まっているように感じます。

(斉藤先生) 「～における」を「～の」にするなど、1文字でも削ったほうが良いです。

(金沢主査) 景観形成基準について、表の「区分」を削っても良いかもしれません。

(委 員) 概要版は、全戸に配布する予定でしょうか。

(金沢主査) 可能ならば全戸に配布したいと考えています。

(委 員) 景観に興味のある私が読んでも読みにくいと感じます。概要版にこんなに基準などが細かく書かれていたら、家を建てるワクワク感がなくなってしまうのではないのでしょうか。詳細は QR コードをつけて誘導することも考えられます。

(PCKK 宮崎) これまでの議論で、基準についてはどのような行為が対象になるのかが概要版のみでわかるように、全て掲載することになっていました。

(委 員) 基準のページが急に難しく感じます。委員の皆さんは景観に関心があり、戸建て一つでも景観に重要ということを理解されているので協力しようと思うかもしれませんが、普通の人には細かい基準まで読み込まないのではないのでしょうか。

(会 長) 概要版の基準をもっと簡単にできないのでしょうか。例えば「～に配慮した位置・配置とします。」を、「～に配慮します。」とするなど。言葉遣いも優しくして、「配慮し

てください。」「配慮しましょう」と住民に呼びかけるような表現が良いと思います。中学生が見てもわかるような内容にしたいです。

(委員) まだ読み込めていないのですが、届出対象行為、景観形成基準で文字がいきなり大量にでてきたら、初めて見た人は抵抗を感じるかもしれません。

(斉藤先生) 景観計画の考えや思いを伝える資料として全戸配布するのであれば、届け出対象行為、景観形成基準はもっと簡単なもので良いかもしれません。

(会長) 景観形成基準は、思い切って方針のような簡略化した書き方でも良いと思います。届出対象行為は見落とさないようにそのまま掲載するほうが良いかもしれませんが。

(吉田主任) 景観形成基準、届出対象行為の概略だけを先に記載し、詳細は最後にしてはどうでしょうか。詳しく知りたい方だけ最後を見てもらうような形です。

(PCKK 宮崎) P4 の後に P9 以降の事前協議の流れ等を入れて、最後に届出対象行為と景観形成基準の詳細ということですね。

(会長) 景観形成基準と届出対象行為は図などを入れて説明しても良いかもしれません。概要だからといって本編に合わせた堅苦しい表現はしなくて良いと思います。事前協議と届出の流れについても少しわかりづらいです。

■計画本編について

(PCKK 宮崎) 景観計画本編をそのまま掲載していますが、もっと簡略化したいと思います。

続いて本編ですが、重要となるのが資料2 P34-35の景観形成の基本理念と目標になるかと思います。中札内村の景観計画の特徴は、村民の「こころ」の問題まで踏み込んでいることかと思います。目標についても、今まで目指してきた目標を踏襲しつつ、村民のみんなで取り組んでいくこととしています。

(会長) 美しい景観とは何かと考えた時に、外見だけではなく人の内面も美しいものではないといけないと考えています。中札内村の現在の美しい景観も、人の内面も美しいことから続いた50年の歩みから形成されていると思います。計画としてこのような考えを示すことは、中札内村独自のものになるかと思いますので、村民の方々の誇りになれば良いですね。

こちらの内容や表現について片山さんから意見をお願いします。合わせて写真なども掲載したほうが良いでしょうか。

(委員) 普段から景観に関心があり内容が理解できる人には、このままで十分かと思います。ただ、伝わりづらい人もいるのであれば、写真を掲載しても良いかもしれません。

(会 長) 心が洗われるような写真を追加しても良いかもしれませんがね。農地景観も美しいものを作ろうとしているわけではない。無作為な美しさが一番素敵だなと思います。イメージ写真の挿入を検討してほしいです。

(委 員) 理念としては大変素晴らしいと思います。ただ、村民の皆さんの感じる美しさのベクトルはそれぞれ違います。汚い家を建てようとする人はいません。村民の歩調を合わせていくことが難しいと感じました。

(会 長) 自分本位の行動自体が美しくないといった考えもあると思います。「景観は自身だけのものではなく住んでいる村民の皆さんのものなので、自身が建てたい家をそのまま建てるのではなく、周りの人の気持ちも考えた家にしましょう。心遣いが重要です。」といった説明があっても良いかもしれないですね。

(委 員) 理念は良いと思います。目標も高いものを定めて、歩んでいくことが重要かと思えます。あまり上手く言えませんが、個人的には、ふとした瞬間にきれいだと思えるような景観を守ることができれば良いなと考えています。

(齊藤先生) 今後のスケジュールについて教えてほしいです。修正できる期間に応じて意見したいです。

— 金沢主査より資料3に基づいて今後のスケジュールについて説明 —

(齊藤先生) 令和7年度に景観計画の内容が確定するかと思いますが、今後もパシフィックコンサルタンツさんに力を貸していただくことになるのでしょうか。

(金沢主査) 基本的には村主導になります。必要に応じて住民説明会や委員会などの協議の場で、アドバイザーとして参加いただく予定です。

(齊藤先生) ありがとうございます。資料2景観計画案のP34-35の景観形成の理念と目標について、「こころ」について踏み込んでいることは良いと思いますが、具体的にどういうことかわかりづらいので、もう少し書き込む必要があると思います。例えば、目標1の補足説明はわかりやすいですが、目標2の「みんなでつくる」の補足説明が少なく、これでは何をしたら良いかよくわかりません。「みんなでつくる」ということが、先ほどの意見にも出た、他人への思いやり、他人からどう思われるかといった要素が関係します。価値観が違う「みんな」で景観形成に取り組むことについて、もう少し説明が必要だと思います。それぞれの考えを尊重すること、自身の振る舞いも景観の一部であることなどを記載するのが良いのではないのでしょうか。

(会 長) 委員の皆さんから目標2の内容についてご意見をいただきたいと思います。

(委員) まちなかの清掃に対して補助金が出ていますが、実際に取り組んでいるのは役員だけといった現状があります。皆さん忙しいかもしれませんが、縁石の雑草を抜くなど、気が付いたところから取り組んでいただけるような、重い腰を上げてもらえるきっかけになるようなキーワードが入れば良いと思います。

(会長) 行政ではなく住民ではないとできない取組はありますよね。

(委員) 目標2の説明の最後が「日本で一番美しい農村を実現」となっていて、結局目標1に戻っているように思います。目標を1つにまとめても良いのではないのでしょうか。

(斉藤先生) 農村景観ガイドプランでは、日本一の農業の村をつくるのが日本一美しい村をつくることにもつながる、といった意味を込めて「日本一の農業の村をつくる」「日本一美しい村をつくる」という目標でした。

(PCKK 宮崎) ご指摘いただいたように、景観計画の中でも「自ら積極的に取り組む」ことへの詳しい説明が必要ですね。景観条例ではみんなで取り組むことについて、住民、行政、事業者ごとに記載する想定です。訪問者が取り組むべき内容についても記載している自治体もあります。

目標について言いますと、目標1は景観形成に取り組んだ結果で、目標2はプロセスに関係します。中札内村の事業者では六花亭が村の景観形成に貢献していると思います。それに加えて、先ほどの委員の意見のとおり、村民も気づいたところから取り組むことでより良い景観になります。そのような内容が伝わるように、目標2の「みんなでつくる」は残したままの方が良いと感じています。目標2の補足説明については修正させていただきます。

(会長) 美しいまちづくりは、終わりのない活動ではあるので、村民が常に意識をもって行動していただくことが重要かと思います。少なくとも「日本一美しい農村を実現します」という一文は不要かと思いますが、目標2を設定するかどうかも含めて検討していただきたいと思います。

(委員) 目標について小さなものも示すと村民が想像しやすくなるかもしれません。また、以前の景観まちづくり委員会でも小中学校でゴミ拾いをしたという話がありましたが、ゴミが落ちているような現状などを伝えることで、村民の皆さんに何か取り組もうと思っていただけるのではないのでしょうか。

(会長) 理念、目標の部分は抽象的な内容になってしまうかもしれませんが、書き方は要検討ですね。概要版にも理念などの考え方については掲載したほうが良いのでしょうか。概要版の最初のページに景観計画の思いが記載されていますが、「こころ」の問題についても触れた方が良いのではないのでしょうか。

概要版の冒頭で、「村民のみんなで景観まちづくりに取り組んでいきましょう」と

呼び掛けていますが、最後のページの協働の図の内容と同じかと思います。協働の図を冒頭に移動するのも良いかもしれません。

会議の時間も限られてきましたが、宮崎さんから何かありますでしょうか。

(PCKK 宮崎) 本日いただいた意見がかなり多いので、修正する時間を少しいただけたらと思います。

(金沢主査) 委員のみなさんにご確認いただきたいのですが、建築物の届出について、前回の委員会での意見を受けて庁内で調整し、延べ床面積 50 m²を超えるものを対象としました。皆さんの意見を改めて伺いたいです。

(会 長) 理想を言えば、個人的にはもう少し小さい基準でも良いかと思いますが、役場の処理量とも関係してきますね。皆さんいかがでしょうか。

(委 員) カーポートなども入れると 30 m²ほどになるのでしょうか。もう少し厳しい方が良くありません。

(金沢主査) 他の市町村では、100 m²から 200 m²としているところが多いです。50 m²でもかなり厳しい基準になるかと思います。

(PCKK 宮崎) 補足すると、庁内で基準を緩くするべきといった意見を受けながらも、なんとか 50 m²という厳しい基準に設定できたという状況です。また、建築物として認識、申請されていない既存の小さな建築物との関係もあります。

(中道課長) 現在、1 台分の車庫などは申請されていないものがほとんどです。役場の処理量との調整も必要です。

(金沢主査) ちなみにですが、50 m²の基準になるのは市街地のみなので、大規模な倉庫などがある農村部は 1,000 m²になります。

(会 長) 農村部の基準について、委員は関係があると思いますがいかがでしょうか。

(委 員) 自分で家を建てたことがないので、イメージしづらいです。ただ、道路に面しているものについては目立ちますが、人の目が届きづらい部分については、あまり制限してほしくないと感じます。

(PCKK 宮崎) こちらは、禁止ではなくあくまでも届出の基準になります。景観形成基準などに則った指導はしますが、何かを禁止することはできません。届出を煩わしいと感じる方もいると思いますが、届出を通じて景観づくりの考え方や意識が浸透していく面もあると考えています。

(委員) 基準が 1,000 m²であるなら農地の住宅は届出がほぼ不要となり、不公平に感じられないでしょうか。農地については住宅と倉庫を分けた基準にできないでしょうか。

(PCKK 宮崎) 建築基準法では屋根がかかっている、人が使用するものは建築物とするといった定義はありますが、住居と倉庫を分けて運用することは難しいです。

(金沢主査) 極端に言えば、倉庫としておいて実際には人が住むという可能性もあります。

(下浦課長補佐) 農地では建築確認申請は不要になりますので、建築物を把握することも難しく、景観に関する届出を呼び掛けることも難しいです。

(PCKK 宮崎) 今まで申請が不要だったエリアに、1,000 m²以上であっても届出が必要になるという点では一歩踏み込んでいると言えます。この基準についても、農家の方に意見を伺って調整していくことになります。

(会長) 農地景観を大切にしている方針としていますが、農地の基準が緩いことに少し矛盾を感じます。農地は、建築確認申請は不要でも景観の届出は必要としてはどうですか。

(委員) ルールとしては必要かと思います。また、届出について、届出の 30 日前までに事前協議の必要書類を提出するとしています。審査にどのくらいの期間を要するかなどもわかると良いです。

(会長) この届出は、誰がすることになるのでしょうか。

(金沢主査) 基本的に業者の方に届出していただくことになると思います。

(中道課長) 農地などで住居と倉庫などの用途で基準を分けている事例はあるのでしょうか。

(下浦課長補佐) 農村部は、一律で 1,000 m²程度の基準を設けている事例が多いです。

(斉藤先生) 中札内村と同じ農業の町村の景観計画では、市街地と農地で同じ基準にしている事例が多かったと思います。届出基準の数値はどのように設定しましたか。

(金沢主査) 庁内の関係課との協議や、他自治体の事例、またこれまでの建築確認申請の実績などから設定しています。

(PCKK 宮崎) 斉藤先生がおっしゃるように、他の事例では市街地と農地で同じ基準としている場合もありますが、基準を緩くしている傾向にあります。しかし、中札内村では市街地の住宅が形成する景観も重要だと考えているので、農地と分けて厳しい基準を設

けています。

(会 長) 可能なら住宅と事業所も分けたいですね。

(金沢主査) 事務所兼住宅というものもあるので、分けるのは難しいかもしれません。

(委 員) 大きさよりも色や形なども重要になるかと思います。また、個人的には、例えば届出基準にわずかに届かない規模の携帯電話の基地局が急に建っていたり、耕地防風林が突然無くなったりすることなどがあると残念に思います。届出の基準に関わらず、一度相談するような仕組みがあると良いかもしれません。

(PCKK 宮崎) いくらルールを細かく定めたとしても、全てを網羅することは難しいです。委員のおっしゃるようなルールの範囲外の行為を実施しづらいような雰囲気、風土を作り上げていくことも重要になるかと思います。

(委 員) 例えば稜線にかからないようにするといった配慮をしてもらえないでしょうか。

(PCKK 宮崎) 景観計画の本編の配慮事項などに記載しています。ただ、具体的な配慮の方法などを示す、マニュアルやガイドラインは別途必要になってくると思います。

(斉藤先生) あらゆるケースを考えたらきりがなく、計画は完成しません。まずは届出をしてもらい、村が景観に配慮していただくようお願いするやり取りが発生することがとても大切です。

50 m²という基準は積極的な基準として評価できますが、これを農地まで適応するとハレーションが生まれる心配もありつつ、農地と市街地を区別するべきではないという意見もわかります。もう少しすり合わせが必要かもしれません。

話は変わりますが、さく、塀、擁壁の届出の基準「高さ 5m を超えるもの」は緩いと感じます。その他の工作物においても、かなり緩い基準だと感じています。村の事情があるならこの基準でも問題ないと思いますが、景観計画の完成までまだ 1 年間あるので、他の基準の数値も含めてもう少し検討すべきです。

(金沢主査) 工作物の基準は北海道の景観計画とほぼ同じに設定しています。村の施設課によると、高さ 15m を超えるものとしては村の電柱や、鉄塔（変電所、携帯会社）などが該当する可能性があるようです。

(会 長) 村独自の基準でないと、景観計画を作る意義があまり無いと思います。

(斉藤先生) もちろん、村独自の景観計画をつくる意味としては、村独自のルールを作ることだけでなく、人の「こころ」の問題まで記載できることにもあります。基準の数値についてはもう少し議論の時間が必要だと思います。

(会 長) それでは、委員会の意見としては、工作物の届出対象行為の基準値を厳しめに設定してほしいということでまとめさせていただきます。

(金沢主査) 検討させていただきます。また、太陽電池発電設備については、居住用建築物に設置するものは除いて全て届出対象行為としており、こちらも村独自の基準になるかと思しますので共有させていただきます。

(斉藤先生) 2つの意見を述べさせていただきます。

1つ目に、景観計画本編第4部と第5部の章タイトルの表現が固すぎます。規制を設けることが計画の主目的であるように見えてしまい、抵抗感が生まれるかもしれません。もっと前向きなタイトルにすべきだと思います。また、文章量が多くフォントも教科書を想起させます。あまり興味がない人にも読んでもらえるようなものになると良いと思います。文章量やフォントなどは修正することは難しいかもしれませんが、少なくとも章タイトルは見直せるのではないのでしょうか。

2つ目に、計画の最後の第6部について、景観審議会を設置することや関係者と連携していくことをもっとわかりやすく打ち出せないのでしょうか。また、「KPI」と記載されていますが、村民はわからないと思います。景観まちづくりにしっかり取り組んでいくことについて具体的な内容があると良いです。

(会 長) 鶴居村の景観計画は具体的に記載されていてわかりやすいです。

(金沢主査) 計画の推進についてはまだあまり議論できていない状況です。

(会 長) ここについては今後検討していくことになりますかね。

こちらが完成したら、どこに出しても恥ずかしくないものになると思います。遠藤さんも色々ありがとうございます。何かご感想などいかがでしょうか。

(PCKK 遠藤) 委員会に参加させていただいて、大変勉強になりました。業務の中で他の市町村の景観計画の事例について調べさせていただきましたが、中札内村のように「ここ」の内容まで踏み込んでいるものはなかったかと思います。会 長のお話しにあったような考えを、村で引き継いでいけるような計画になればと思います。

(会 長) 次回の委員会はまた数か月後になりますかね。皆さんお忙しい中ありがとうございました。それではこれで閉会とします。

閉 会 20:30